

就学援助(新入学学用品費等)の入学前支給のお知らせ

柏崎市では、経済的な理由でお困りの方に、小・中学校でかかる経費（学用品費、学校給食費など）の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。就学援助のうち、ランドセルなど入学に必要なものを購入する費用の一部（新入学学用品費等）を入学前に支給します。

1 対象となる方

以下の①～③の全てに該当する方

- ① 令和 9（2027）年度に小学校入学予定のお子様がいます
- ② 柏崎市に住所があり、入学後も柏崎市に住所がある予定の方
- ③ 次の（1）～（6）のいずれかに該当する方
 - （1）生活保護が停止または廃止された
 - （2）世帯全員が市民税非課税
 - （3）市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険税の減免を受けている
 - （4）児童扶養手当（ひとり親家庭が対象）を受給している
 - （5）世帯の前年所得の合計が市の定める基準以下（3 参照）
 - （6）その他、生活状態が極めて悪く、就学に支障があると認められる場合



【注意】以下のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ・生活保護費を受給している
- ・対象のお子様が小学校入学前に柏崎市外へ転出する予定
- ・対象のお子様が特別支援学校（小学部）へ入学する予定
- ・他の自治体から、新入学学用品費等に相当する援助費目の支給を受けた又は受ける予定

2 支給額

入学予定のお子様一人につき **64,300円**

3 世帯構成の例と所得の目安

人数	家族構成の例	所得の目安 (世帯の所得額の合計)
2 人	父または母 35 歳/新小学 1 年	約 197 万円以下
3 人	父 37 歳/母 35 歳/新小学 1 年	約 245 万円以下
	父または母 37 歳/小学 3 年/新小学 1 年	約 255 万円以下
4 人	父 37 歳/母 35 歳/新小学 1 年/子 3 歳	約 279 万円以下
	父 42 歳/母 40 歳/小学 3 年/新小学 1 年	約 292 万円以下
5 人	父 42 歳/母 40 歳/小学 3 年/新小学 1 年/子 3 歳	約 313 万円以下
	父 42 歳/母 40 歳/小学 5 年/新小学 1 年/祖父 70 歳	約 315 万円以下

※ 上記例はあくまでも目安であり、世帯構成等により基準額は異なります。

※ 所得額は収入や手取りとは異なります。令和 7（2025）年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄を目安にしてください。

※ 自営業の方は令和 7（2025）年分確定申告の「所得金額」欄を目安にしてください。

4 申請方法

(1) オンライン申請

右記の二次元コードを読み取り、申請フォームに必要事項を入力してください。

※振込口座の登録がありますので、申請者名義の銀行口座がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）を準備してから入力を進めてください。



(2) 紙での申請

提出先：〒945-8511 柏崎市日石町 2 番 1 号 柏崎市役所 2 階

柏崎市教育委員会 学校教育課【平日 9：00～16：00】（郵送可）

※小学校では受け付けていません。

※申請書は学校教育課窓口に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

5 申請期限

令和 9（2027）年 1 月 15 日（金）まで

6 認定結果・支給時期

所得状況などを審査し、認定結果を令和 9（2027）年 2 月中に郵送で通知します。

認定となった方には、就学援助費（新入学学用品費等）を 3 月末頃に支給します。

7 その他

- (1) 令和 8（2026）年 1 月 1 日現在柏崎市に住所がない方は、住所のあった市町村から「令和 8（2026）年度所得課税証明書」を取り寄せ、提出してください。（乳幼児・学生除く）
- (2) 申請後に世帯状況の変更、転出などの異動があった場合は御連絡ください。なお、支給後に市外へ転出した場合、転出先の自治体に新入学学用品費は柏崎市で支給済であることを通知します。
- (3) 小学校入学後、就学援助の受給を希望する場合は、改めて申請が必要です。詳しくは、4 月に小学校から配布される制度案内を御確認ください。

【お問合せ先】

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号

柏崎市教育委員会 学校教育課 学事保健係

電話：0257-21-2366（直通）

FAX：0257-23-0881